

大館市農業委員会総会議事録

令和7年4月14日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和7年4月14日（月）午後13時30分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（19名）					
3番	岩澤 トシ子	10番	石山 元一	18番	藤盛 久登
4番	富樫 俊昌	11番	小畑 美恵子	19番	小畑 純市
5番	伊藤 昇	12番	嶋田 久美子		
6番	菅原 一成	13番	藤原 信雄		
7番	小林 大樹	14番	渡邊 久留美		
8番	安部 幸美	15番	浅利 瑞穂		
9番	斎藤 重春	17番	畠山 繁司		
3. 欠席委員の氏名（ 3名）					
1番	高坂 千悦	16番	阿部 重信		
2番	渡邊 久雄				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局長	渡辺 孝義			
	次長	加賀 至			
	係長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	7番	小林 大樹		10番	石山 元一
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案	
業務報告	3月総会～4月総会
報告第6号	事務局職員の任免について
報告第7号	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告第8号	賃貸借の合意解約通知について
報告第9号	贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について
議案第19号	貸借権設定の許可申請について（農地法第3条）
議案第20号	所有権移転の許可申請について（農地法第3条）
議案第21号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

係長

それでは定刻になりましたので、ただ今より大館市農業委員会総会を開催いたします。

開会に先立ちまして、本日の出席委員は定足数に達していることをご報告いたします。

はじめに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長

— 挨拶 —

係長

会長ありがとうございました。

続きまして、議案の審議に入ります。大館市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いします。

議長

それでは、暫時の間議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員の選任が必要となります。当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

異議ないようですので、指名いたします。

議席番号7番 小林 委員、議席番号10番 石山 委員をお願いいたします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第9号まで一括して事務局から説明をお願いいたします。

局長

1 ページ目をお開きください。

本会主催以外の会議等ですが、3月21日秋田県農業会議第108回常設審議委員会が秋田市で会長出席、同会議第43回理事会秋田市で開催、会長出席。26日令和6年度JAあきた北臨時総代会、大館市で開催、職務代理の出席となっております。3月27日ここですみません資料の訂正をお願いします。JAあきた北となっておりますが、あきた北を取りまして、JA青年の主張全国大会最優秀賞表彰祝賀会、大館市で会長が出席。4月1日大館市功労者表彰式、大館市で会長が出席。11日大館市再生協議会、すみませんここも資料の訂正をお願いします。大館市 農業 再生協議会第1回通常総会となって、大館市で会長出席となっております。

では2 ページ目をお願いいたします。

報告第6号 事務局職員の任命について。

大館市農業委員会事務局設置等に関する規程第5条の規定により、農業委員会事務局職員を次のとおり発令したので報告する。

3 ページお願いいたします。転出者は杉沢次長。転入者として加賀次長となっております。

下段の総合支所兼事務局職員については、各各支所の併任発令となっておりますので、後でお目通し願います。

では4 ページお願いいたします。

報告第7号 農用地利用集積等促進計画の認可について

大館市長から農用地利用集積等促進計画を認可する通知があったので報告する。

内訳は、5 ページ6 ページ7 ページとなっておりますが、こちらは令和6年1月総会において可決された内容と同様であります。あとでお目通し願います。

続きまして8 ページ。

報告第8号 賃貸借の合意解約通知について

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので

報告する。

9ページお願いいたします。総括表です。売買から耕作不便まで、件数合計37件。田の232,353㎡、畑の1,684㎡です。

10ページからの内訳ですが、売買するため10ページのNo.204～次ページのNo.207まで。貸すため11ページNo.208～20ページNo.233まで。借人が経営規模を縮小するための6件が21ページNo.234～22ページNo.239まで。耕作不便のため23ページNo.240となっております。

続きまして報告第9号です。24ページお願いいたします。

報告第9号 贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について報告いたします。

内訳は25ページとなります。

これに関しては、個人情報が多く含まれておりますので読み上げは行いません。

報告は以上となります。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

議長

ないようですので、議事に移ります。

議長

初めに、議案第19号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

26ページをお願いいたします。

議案第19号 貸借権設定の許可申請について

農地法第3条の規定による賃借権設定の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

27ページお願いいたします。

総括表です。経営拡張19件、3条貸借6件、合計25件。田の107筆161,811.02㎡、畑の2筆667㎡であります。

内訳は、28ページNo.27から37ページのNo.51となっておりますが、ここで一つ訂正をお願いいたします。34ページNo.43、借人の欄が津嶋茂雄さんになっておられるかと思うんですが、ここを津嶋義和さん義理の義に和ですね。に訂正お願いいたします。

また、別添の農地法第3条調査書のうちの賃借権設定の方です。

農地法第3条第2項第1号から第6号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議長

議案第19号 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

4番（富樫委員）

34ページの番号43番、前田由美子さん外2名とあります。1筆ですが名字が前田さん佐々木さん津嶋さんとなっておりますが、あくまでも3名が所有という形ですか。

事務局（工藤係長）

はいそうです。

4番（富樫委員）

わかりました。

議長

ほかにありませんか。

1 5 番（浅利委員）

2 7 ページの内訳で、3 条の貸借権なんですよ。経営拡張と 3 条貸借に分かれています、違いを教えてください。

事務局（工藤係長）

今まで利用権を設定していたと思うんですが、4 月 1 日から利用権が廃止されたことにより、今後は中間管理機構を利用する、3 条の賃貸借を利用する、この二つになりました。それに伴い、まだ期限が残っている方でも、解約をして、3 条の賃貸借にしますよという方が何名かおられます。これがその 3 条賃貸借へという方でございます。期限が切れてから 3 条賃貸借へやる場合は、経営拡張という形になるんですが、期間が切れる前に 3 条に移行するという事で 3 条賃貸借へという形で書かせていただいております。

1 5 番（浅利委員）

なるほど。

あえて分ける理由は？

事務局（工藤係長）

まだ期限が来ていないにもかかわらず、契約を変えたということで、わかりやすくこのような形に書かせていただいております。

1 5 番（浅利委員）

はい、わかりました。

議長

ほかにごいませんか。

ないようですので、議案第 1 9 号 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 20 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

38 ページをお願いいたします。

議案第 20 号 所有権移転の許可申請について

農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

39 ページをお願いいたします。

新規就農から経営拡張までで 16 件。田の 48 筆、畑の 12 筆、合計で 64,748 m²であります。

内訳についてですが、40 ページの No. 31 から 45 ページの No. 46 までとなっております。

別添の調査票議案第 20 号と書いてあるもの、農地法 3 条の調査書をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

議案第 20 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、議案の審議に参加できない案件については、個別に退席して頂いて審議したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

はじめに議案第 20 号 No. 31～No. 40、No. 42～No. 46 について審議します。何かご意見ご質問等ございませんか。

ないようですので議案第 20 号 No. 31～No. 40、No. 42～No. 46 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、『No.4 1』を審議します。

恐れ入りますが、議席番号19番 小畑 委員は退席願います。

(19番 小畑 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、『No.4 1』について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案のとおり決することとします。

議席番号19番 小畑 委員は入室をお願いいたします。

(19番 小畑 委員 入室し着席)

議長

次に、議案第21号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

46ページお願いいたします。

議案第21号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について
農用地利用集積等促進計画(案)について、大館市長から意見聴取依頼があったので、これを回答するにあたり意見を求める。

47ページお願いいたします。令和7年度農用地利用集積等促進計画第1

号新規であります。契約期間 10 年が 62 件、田の面積が 598,338 m²、畑の面積が 8,540 m²であります。

続きまして 48 ページお願いいたします。同計画の権利移転であります。契約期間が 1 年で田の 3,669 m²であります。

49 ページお願いいたします。こちらも同計画の所有権移転であります。件数は 1 件で、田の面積 3,060 m²であります。

内訳についてですが、50 ページから 55 ページまでとなっております。

また、利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は確認済みであることを申し添えます。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長

議案第 21 号について審議いたします。

何かご意見質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 21 号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、議案のとおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

56 ページをお願いいたします。

当面の行事予定であります。

4月22日県北地区農業委員会会長会通常総会、能代市。

4月25日秋田県農業会議 第109回常設審議委員会、秋田市。

5月2日現地調査の予定で、市内一円となっております。ここにすみません一つ追記をお願いいたします。総会の日程が抜けておりました。5月13日火曜日。時間は9時から。場所は中央公民館を予定しております。

事務局（工藤係長）

ここで私からご説明いたします。この日13日とこの週は全部この会場で会計監査が行われますので、全部使う予定になっておりますので、別の会場という事で予約したところ、中央公民館視聴覚ホールしか空いて無かったので、そこを予約させていただいたところであります。

時間も、農作業が始まる関係上9時とさせていただきたいと思います。

15番（浅利委員）

5月2日ほかの用事入ってしまして、代わってほしいんですけど。

事務局（工藤係長）

では17番の方になりますので、繁司さん大丈夫でしょうか。

17番（畠山委員）

はい。

議長

では、畠山さんよろしくお願いします。

ほかに事務局この日程等で何かありましたら。

議長

ほかにみなさんから何かありませんか。

14番（渡邊委員）

ちょっと前に、北秋田の農業委員の方と一緒にいるときがあって、北秋田の農業委員会ではこの資料（総会資料を示す）を終わったら回収しているそうなんです。それで事務局の方で処理している。いろんな情報のってるからトラブルになったことがあったそうで、持ち帰りはもうしていないと聞いた

ので。以前、農業委員会でもこのことで他の委員の方が質問した時があって、そっちで処分してもらえないかと聞いた時があったと思ったんです。私たちがこれを持って帰っても、ゴミに出せばダメというし、焼却もできないし。

局長

総会資料に関しましては、その取り扱い上守秘義務があります。

情報漏洩を防止する観点から総会後に資料を回収するというご提案は、事務局といたしましても検討する必要があると考えますので、来月の総会に事務局案を提示させていただきたいと思います。

議長

では来月検討するという事で、よろしくお願いします。

ほかに皆さんから何かありますか。

総会の方はこれで締めてよろしいでしょうか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただき感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

係長

会長、ありがとうございました。

これを持ちまして、本日の大館市農業委員会総会を終了いたします。

皆さんお疲れさまでした。

午後 14 時 10 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年4月14日

議 長

議事録署名委員 7 番

議事録署名委員 10 番

農地法第 3 条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日		令和 年 月 日	
現地調査委員 (報告委員)		⑩		⑩	
調査年月日 及び時間		令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分			
受付番号 第638号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定			
土地の所在		大館市字代野・・・			
申請者	譲渡（貸）人	住 所		氏 名	
		大館市下代野字下代野・・・		〇〇 〇〇	
	譲受（借）人	住 所		氏 名	
		大館市下代野字中道南・・・		△△ △△	
調査項目及び調査内容				調査結果	
申請地の現況		申請地の現況は農地であるかどうか。		農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)		取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。		認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)		申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。		認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。				
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。		見込まれる	見込まれない	
自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)					

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第649号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市松峰字松峰中・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市松峰字西松峰87番地・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市松峰字西松峰146番地・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第623号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市櫃崎字出川道上・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大堀宅地・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大堀宅地・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第650号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市櫃崎字大道下・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字上宅地・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字上宅地・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第667号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市板沢字愛宕下・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布岱・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布岱・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第581号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市板沢字板沢下・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市板沢字乙上野・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布岱・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第579号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市板沢字乙上野・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市板沢字屋布・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市板沢字乙上野・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第578号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市二井田字大石台・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市二井田字上四羽出・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市二井田字小石合・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第577号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市二井田字大石台・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市二井田字小石台・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市二井田字小石合・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日		令和 年 月 日	
現地調査委員 (報告委員)		⑩		⑩	
調査年月日 及び時間		令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分			
受付番号 第644号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定			
土地の所在		大館市十二所字大平・・・			
申請者	譲渡（貸）人	住 所		氏 名	
		大館市十二所字横町・・・		〇〇 〇〇	
	譲受（借）人	住 所		氏 名	
		大館市十二所字十二所町・・・		△△ △△	
調査項目及び調査内容				調査結果	
申請地の現況		申請地の現況は農地であるかどうか。		農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)		取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。		認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)		申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。		認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。				
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。		見込まれる	見込まれない	
自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)					

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日		令和 年 月 日	
現地調査委員 (報告委員)		⑩		⑩	
調査年月日 及び時間		令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分			
受付番号 第575号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定			
土地の所在		大館市比内町中野字下五日市・・・			
申請者	譲渡（貸）人	住 所		氏 名	
		大館市比内町中野字上五日市・・・		〇〇 〇〇	
	譲受（借）人	住 所		氏 名	
		大館市比内町中野字中野52番地・・・		△△ △△	
調査項目及び調査内容				調査結果	
申請地の現況		申請地の現況は農地であるかどうか。		農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)		取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。		認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)		申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。		認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。				
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。		見込まれる	見込まれない	
自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)					

農地法第 3 条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日		令和 年 月 日	
現地調査委員 (報告委員)		⑩		⑩	
調査年月日 及び時間		令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分			
受付番号 第639号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定			
土地の所在		大館市岩瀬字中岩瀬・・・			
申請者	譲渡（貸）人	住 所		氏 名	
		大館市岩瀬字上岩瀬上野・・・		〇〇 〇〇	
	譲受（借）人	住 所		氏 名	
		大館市岩瀬字上岩瀬・・・		△△ △△	
調査項目及び調査内容				調査結果	
申請地の現況		申請地の現況は農地であるかどうか。		農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)		取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。		認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)		申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。		認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。				
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。		見込まれる	見込まれない	
自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)					

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第576号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市岩瀬字中岩瀬・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字上岩瀬・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋古屋布・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第640号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市山田字西の沢・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市山田字向館・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字田の沢・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	印	印	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第662号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市山瀬字山瀬・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋上羽立・・・	〇〇 〇〇
		大館市山田字茂屋屋布後・・・	〇〇 〇〇
	大館市山田字茂屋下羽立・・・	〇〇 〇〇	
譲受（借）人	住 所	氏 名	
	大館市山田字茂屋下羽立・・・	△△ △△	

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第652号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市山瀬字上袋・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋下羽立・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字赤川・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日		令和 年 月 日	
現地調査委員 (報告委員)		⑩		⑩	
調査年月日 及び時間		令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分			
受付番号 第645号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定			
土地の所在		大館市山瀬字山瀬・・・			
申請者	譲渡（貸）人	住 所		氏 名	
		大館市岩瀬字赤川・・・		〇〇 〇〇	
	譲受（借）人	住 所		氏 名	
		大館市岩瀬字赤川・・・		△△ △△	
調査項目及び調査内容				調査結果	
申請地の現況		申請地の現況は農地であるかどうか。		農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)		取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。		認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)		申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。		認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。				
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。		見込まれる	見込まれない	
自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)					

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第628号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市餅田字向田・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市川口字十三森・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市立花字立花・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第 3 条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第614号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市粕田字清水川・・・	
申請者	譲渡（貸）人		氏 名
		大館市粕田字上羽立東・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市粕田字清水川・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日		令和 年 月 日	
現地調査委員 (報告委員)		⑩		⑩	
調査年月日 及び時間		令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分			
受付番号 第613号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定			
土地の所在		大館市粕田字清水川・・・			
申請者	譲渡（貸）人	住 所		氏 名	
		大館市粕田字清水川・・・		〇〇 〇〇	
	譲受（借）人	住 所		氏 名	
		大館市粕田字清水川・・・		△△ △△	
調査項目及び調査内容				調査結果	
申請地の現況		申請地の現況は農地であるかどうか。		農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)		取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。		認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)		申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。		認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。				
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。		見込まれる	見込まれない	
自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)					

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第611号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市粕田字清水川・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市粕田字清水川・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市粕田字清水川・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日		令和 年 月 日	
現地調査委員 (報告委員)		⑩		⑩	
調査年月日 及び時間		令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分			
受付番号 第610号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定			
土地の所在		大館市山田字柏木下・・・			
申請者	譲渡（貸）人	住 所		氏 名	
		大館市山田字山田・・・		〇〇 〇〇	
	譲受（借）人	住 所		氏 名	
		大館市山田字柏木・・・		△△ △△	
調査項目及び調査内容				調査結果	
申請地の現況		申請地の現況は農地であるかどうか。		農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)		取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。		認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)		申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。		認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。				
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。		見込まれる	見込まれない	
自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)					

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第664号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市山瀬字山瀬・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋上羽立・・・	〇〇 〇〇
		大館市山田字茂屋屋布後・・・	〇〇 〇〇
	大館市山田字茂屋下羽立・・・	〇〇 〇〇	
譲受（借）人	住 所	氏 名	
	大館市山田字茂屋古屋布・・・	△△ △△	

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日		令和 年 月 日	
現地調査委員 (報告委員)		⑩		⑩	
調査年月日 及び時間		令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分			
受付番号 第669号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定			
土地の所在		大館市大子内字作兵エ田・・・			
申請者	譲渡（貸）人	住 所		氏 名	
		大館市大子内字羽立・・・		〇〇 〇〇	
	譲受（借）人	住 所		氏 名	
		大館市大子内字三ツ梨・・・		△△ △△	
調査項目及び調査内容				調査結果	
申請地の現況		申請地の現況は農地であるかどうか。		農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)		取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。		認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)		申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。		認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。				
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。		見込まれる	見込まれない	
自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)					

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日		令和 年 月 日	
現地調査委員 (報告委員)		⑩		⑩	
調査年月日 及び時間		令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分			
受付番号 第673号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定			
土地の所在		大館市比内町独鈷字橋場・・・			
申請者	譲渡（貸）人	住 所		氏 名	
		埼玉県上尾市西宮下三丁目・・・		〇〇 〇〇	
	譲受（借）人	住 所		氏 名	
		大館市比内町独鈷字橋場・・・		△△ △△	
調査項目及び調査内容				調査結果	
申請地の現況		申請地の現況は農地であるかどうか。		農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)		取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。		認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)		申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。		認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。				
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。		見込まれる	見込まれない	
自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)					

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第606号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市根下戸字下袋家後・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市根下戸字下袋・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市根下戸字下袋・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第656号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市比内町中野字中前田・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字鼻峠・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字鼻峠・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第604号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市比内町扇田字中大岱・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		北秋田市花園町・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字中大岱・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第605号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市比内町扇田字上大岱・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市十二所字川代・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字中大岱・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第 3 条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		
受付番号 第607号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市根下戸字長沼布・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	△△ △△
調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない
自由記入欄 (調査の結果、気 になったことなど がありましたらご記 入ください)			

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第608号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市根下戸字赤沼・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第648号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市餅田字新田・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町新町・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市立花字立花・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第616号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市櫃崎字家ノ下・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大堀宅地・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大堀宅地・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第 3 条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日		令和 年 月 日	
現地調査委員 (報告委員)		⑩		⑩	
調査年月日 及び時間		令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分			
受付番号 第647号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定			
土地の所在		大館市二井田字大石台・・・			
申請者	譲渡（貸）人	住 所		氏 名	
		大館市二井田字高村・・・		〇〇 〇〇	
	譲受（借）人	住 所		氏 名	
		大館市二井田字上四羽出・・・		△△ △△	
調査項目及び調査内容				調査結果	
申請地の現況		申請地の現況は農地であるかどうか。		農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)		取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。		認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)		申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。		認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。		該当する	該当しない	
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。				
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。		見込まれる	見込まれない	
自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)					

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第592号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市粕田字村西・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		埼玉県川口市元郷5丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市粕田字羽西・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第617号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市比内町扇田字下大岱・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字上川端・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市比内町大葛字長部・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第661号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市中山字中谷地・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		秋田市山王七丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市中山字桂沢・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第668号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市立花字上立花・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		相模原市南区上鶴間本町・・・ 小坂町小坂鉦山字古川・・・	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市立花字立花・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどが ありましたらご記入 ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第665号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市十二所字前田・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市葛原字屋布後・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字長岡・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第666号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市十二所字前田・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市葛原字屋布後・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字長岡・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

		報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩	
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		

受付番号 第629号		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市山田字前田・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市山田字山田・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市山田字前田・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認めらるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認めらるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や 新規設立法人の 場合に記入	申請者〔譲受（借）人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなど がありましたらご記入ください)	
--	--